

雲仙岳噴火時等の 避難確保計画

(仁田峠インフォメーションセンター)

長崎県環境部
自然環境課

目 次

1	計画の目的	1
2	施設の位置	1
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	2
4	防災体制	2
5	情報伝達及び避難誘導	4
①	噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	4
②	噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	10
③	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	12
6	資器材の配備等	12
7	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	13

1 計画の目的

当施設は、雲仙市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。

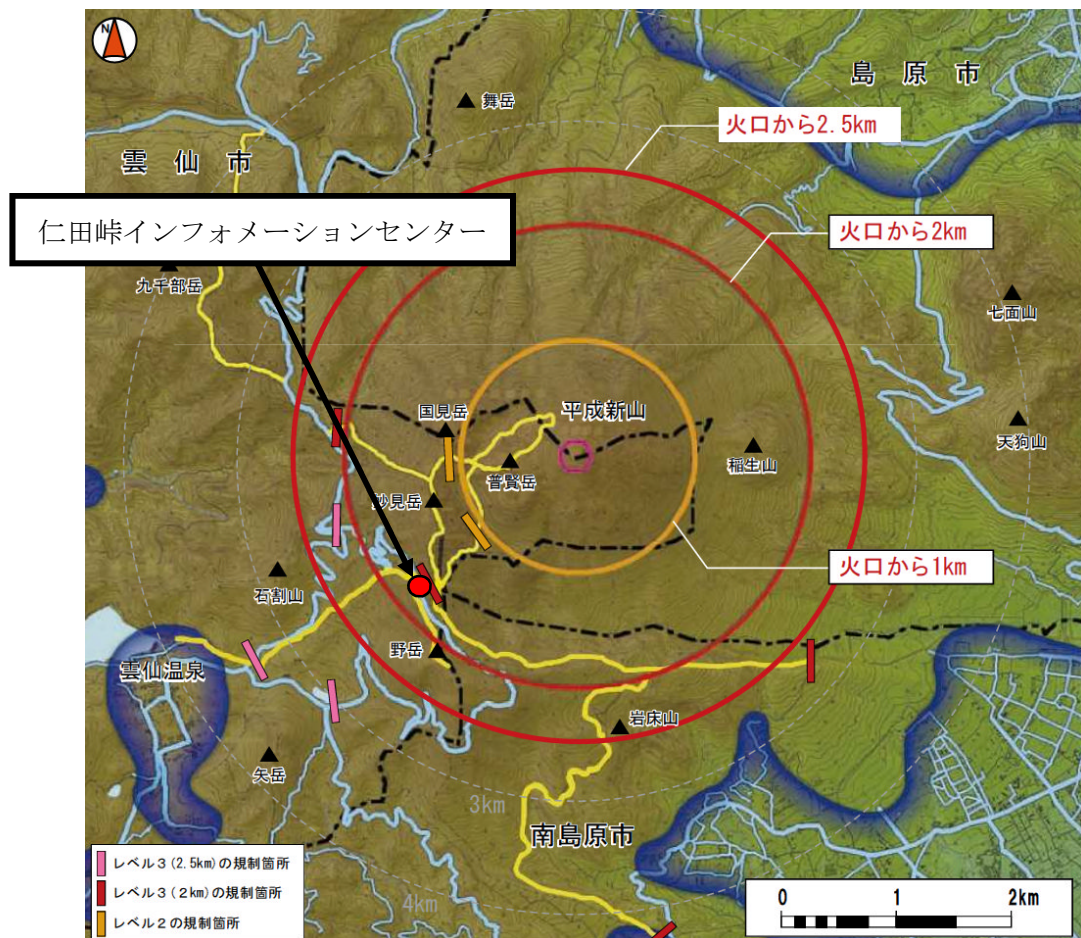
本計画は、当施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

2 施設の位置

当施設は、雲仙岳想定火口域から約 1.7km に位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合は、立入り規制が行われ、避難が必要となる。

当施設に影響のある火山現象は、気象庁作成の「雲仙岳の噴火警戒レベル—火山災害から身を守るために—」によると、噴石や火砕流、溶岩流となっている。

以下に、施設の位置図を示す。



図－1 施設の位置図（気象庁 HP より）

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

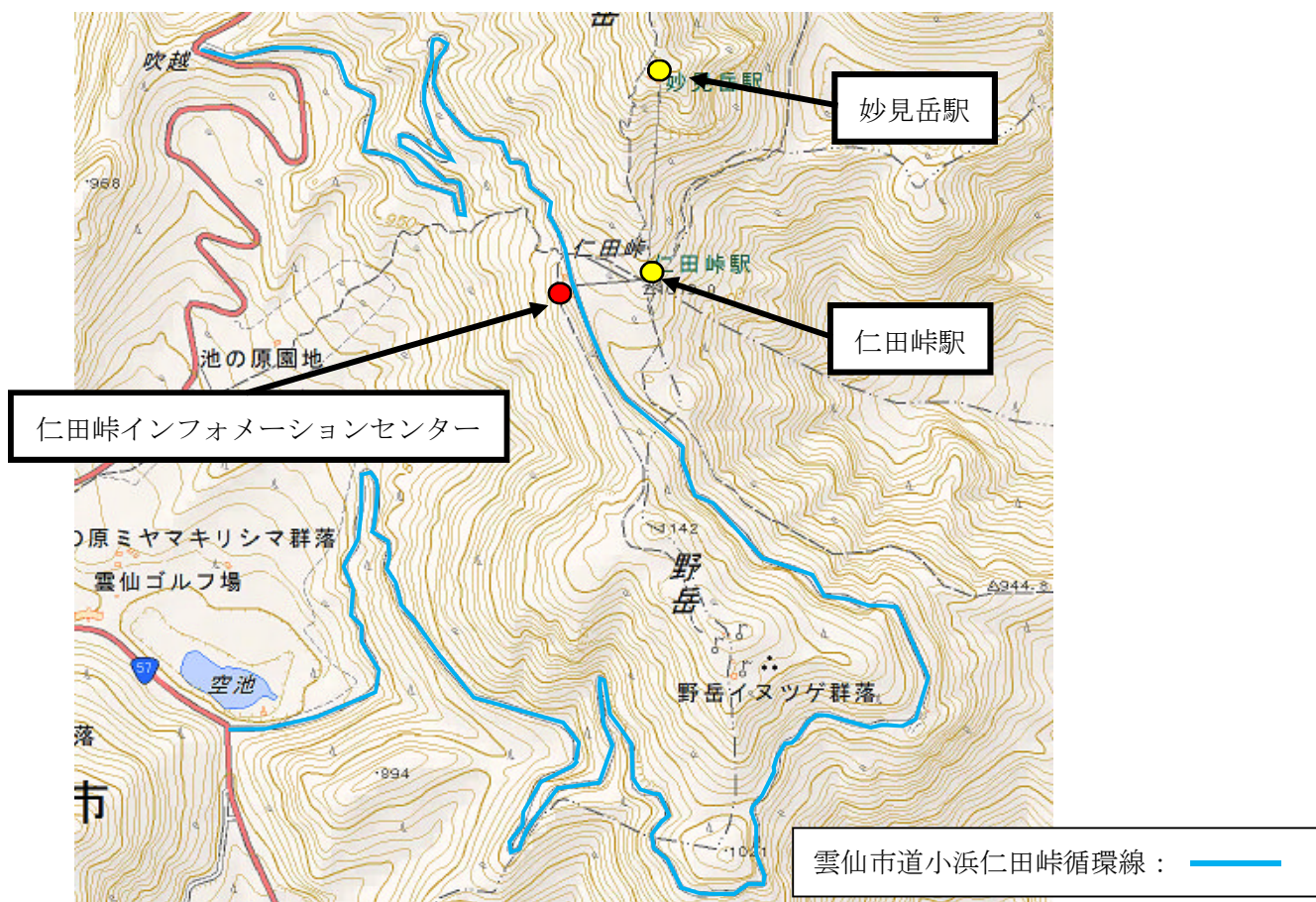
避難確保を行うべき対象は、当施設利用者、従業員また当施設の周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」とする。）とする。

当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表－1 避難を確保すべき対象者数
(日中のピーク：11月の休日の11時ごろを想定)

従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客数等
4人	60人	300人

当施設の周辺地図を以下に示す。



図－2 施設周辺の地図（国土地理院地図（電子国土Web）より）

4 防災体制

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

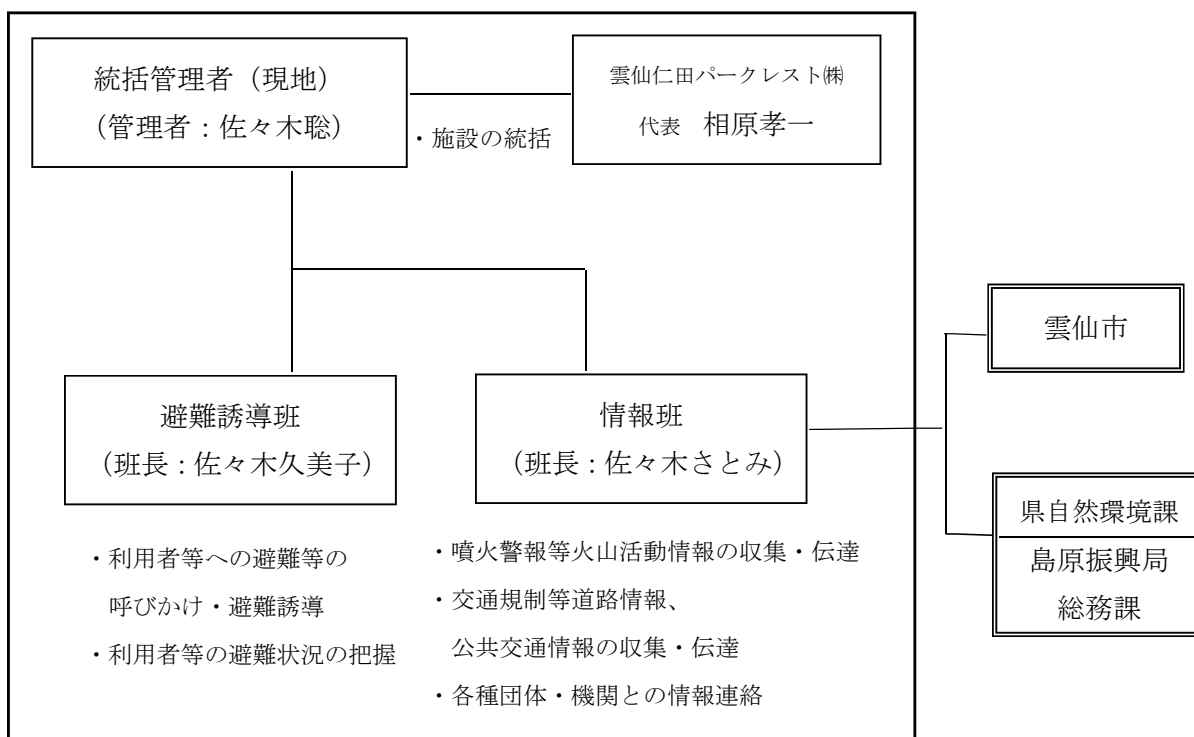
表－２ 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班

○当施設の体制図

統括管理者を、施設の管理者 佐々木聡 とし、以下の体制をとり、災害対応にあたる。

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が統括管理者の代理となる。



図－３ 当施設の体制図

表－３ 統括管理者の代理

代理順番	代理者名
第1位	佐々木久美子
第2位	佐々木さとみ

5 情報伝達及び避難誘導

①噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

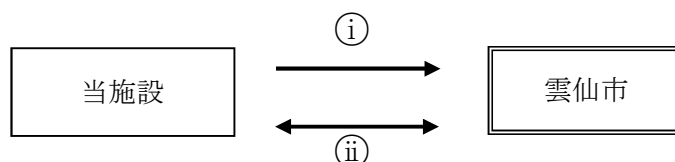
○突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

(i) 雲仙岳の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、雲仙市に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。

(ii) 情報班は、その後も継続して雲仙市と連絡を取り合い、情報共有を行う。

共有を行う情報は以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など）
- ・施設及び周辺の被害状況
- ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
- ・規制範囲外への避難実施の可否及び方法、タイミング等



図－4 緊急連絡の流れ

*関係機関の連絡先、参考とするべき情報の例は、以下のとおりである。

表－4 関係機関連絡先一覧

分類	業種	機関名	連絡先
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	雲仙市 市民安全課	0957-38-3111
参考 (災害対応では連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他 関係機関	福岡管区気象台 気象防災部地方火山監視・警報センター	092-725-3606
		長崎地方気象台	095-811-4861
		雲仙ロープウェイ(株)	0957-73-3572
		島原振興局 総務課	0957-63-0111
		雲仙警察署	0957-75-0110
		小浜消防署	0957-74-3231

表－５ 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報	<p>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。</p> <p>市町村は火山警報に対応した入山規制や避難勧告等の防災情報を発信する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対策」を５段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対策」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
臨時の解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合であっても、まず、その事実を地元の関係者や一般の人々に認識してもらうために、臨時に発表する「火山の状況に関する解説情報」のこと。臨時の解説情報は、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかを判断するまでの、一時的な情報であり、気象庁は臨時の解説情報を発表した際には、速やかに火山の現地観測を実施し、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかの判断につなげる。</p> <p>臨時の解説情報が発表された際には、火山活動が活発化していることを認識し、その後、気象庁が発表する情報に注意しておくことが必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために気象庁から定期的に発表される情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況や警戒事項について解説される。</p>		
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、登山者や住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために気象庁から発表される。</p> <p>噴火速報が発表されたときは、直ちに身の安全を図る必要がある、迷っている時間はない。噴火速報は気象庁が常時観測している各火山を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため留意が必要。</p>	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等	
土砂災害緊急情報	<p>噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因</p>	国土交通省	テレビ、ラジオ、国土交通省ホーム

	<p>する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。</p> <p>市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		<p>ページ、防災行政無線、携帯端末等</p>
火口周辺規制・入山規制	<p>火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺または、火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。</p>		<p>テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等</p>
避難勧告・避難指示	<p>避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発表される。避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発表される。</p>	市町村	<p>テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等</p>

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明			
			レベル	キーワード	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル4	避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	レベル3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
			レベル2	火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1	活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

図－5 噴火警戒レベル表(気象庁HPより)

【突発的に噴火した場合】

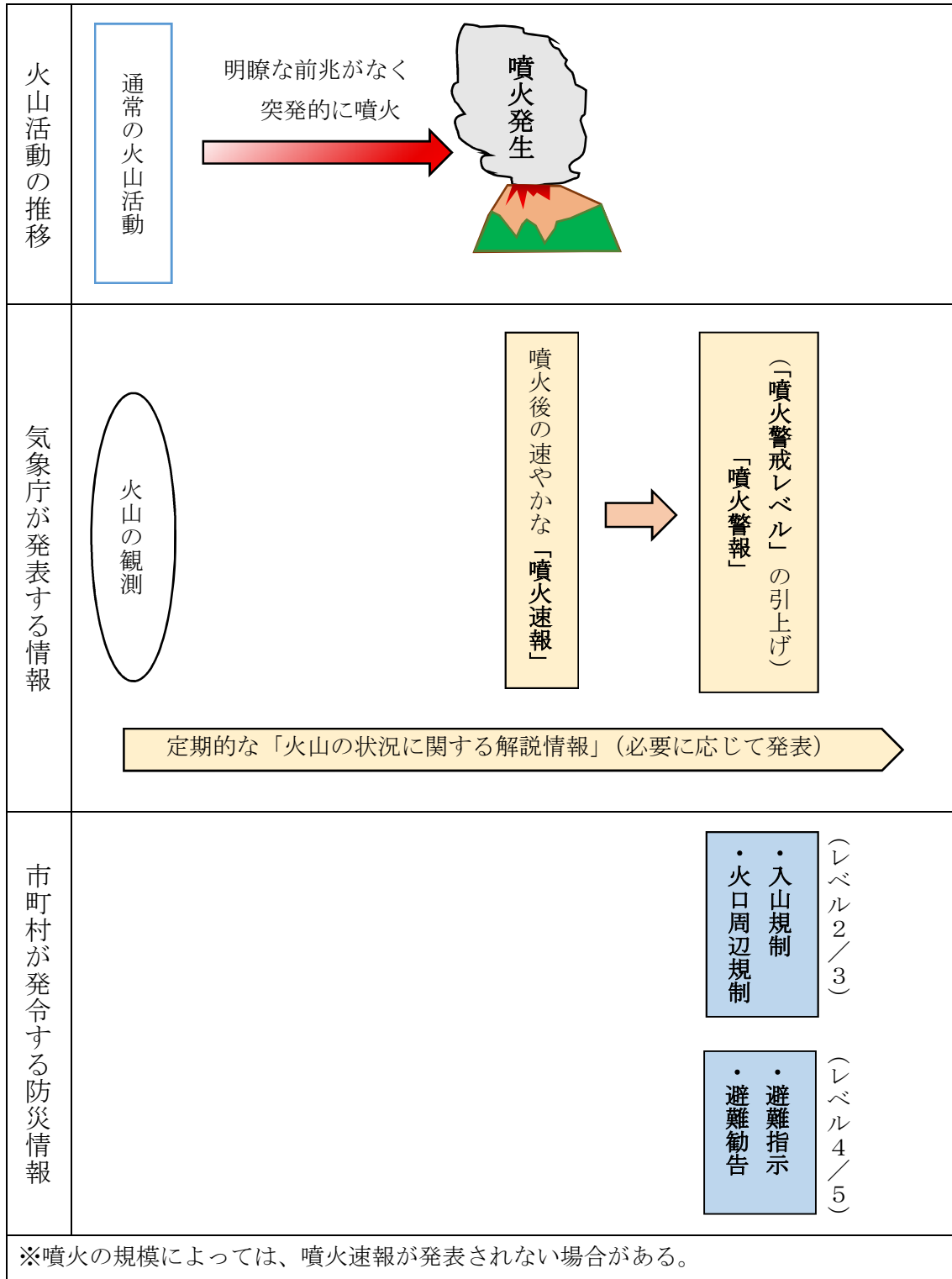


図-6 各情報の発表のタイミング

【あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられ噴火した場合】

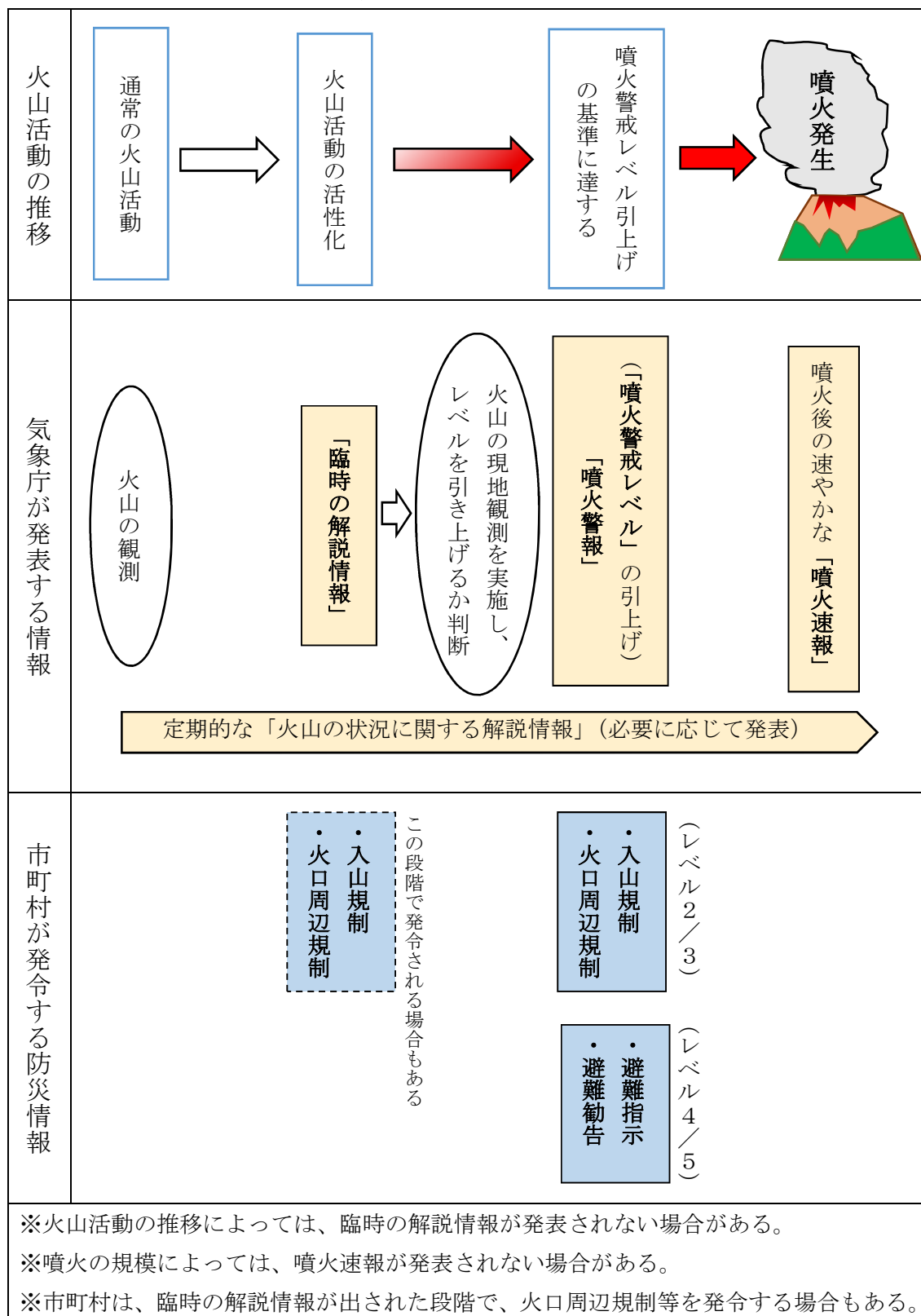


図-7 各情報の発表のタイミング

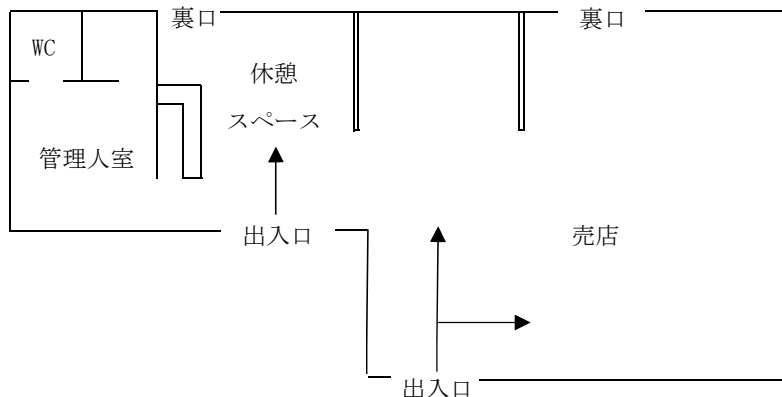
(2) 避難誘導対応

○利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

- ・避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、雲仙岳が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者に対して、雲仙岳が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。緊急退避者が入りきれない場合には火口からより遠い場所へ誘導する。
- ・広報文案を以下に示す。

<p>《屋外空間への広報》</p> <p>ただいま、雲仙岳が噴火しました。直ちに建物内に避難してください。</p> <p>繰り返します・・・</p>
<p>《建物内》</p> <p>ただいま、雲仙岳が噴火しました。建物の外に出ないでください。</p> <p>繰り返します・・・</p>

- ・建物の平面図を以下に示す。



図－8 建物内の平面図

○緊急退避者状況の把握・整理

- ・避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。
- ・整理する様式は以下のとおり。

表－6 退避状況整理様式

年 月 日				
時間： ： 現在				
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

○応急手当の対応

- ・負傷者に対して、可能な限り応急手当を行う。

○規制範囲外への避難

- ・緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、雲仙市と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。
- ・規制範囲外の避難先は、雲仙メモリアルホールとし、規制範囲外への避難経路は下記のとおりとする。ただし、雲仙市の指示があった場合は、この限りではない。



図－9 避難先と避難経路（国土地理院地図（電子国土Web）より）

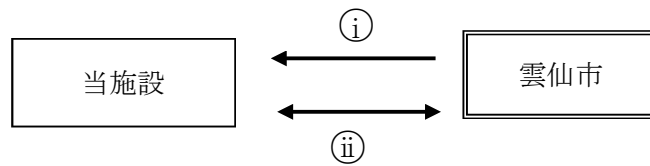
- ・規制範囲外への避難手段は、徒歩で下山し、その後駐車場からは、自家用車等、各自の手段で規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、雲仙市から指示があった場合は、この限りではない。
- ・避難手段のない緊急退避者がいる場合、雲仙市との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。

②噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

○情報収集・伝達で行うことは、以下のとおりである。

- (i) 雲仙岳の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、雲仙市から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
- (ii) その後、雲仙市と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。



図－１０ 緊急連絡の流れ

○表－４（P４）と表－５（P５）にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたる。

（２）避難誘導対応

○利用者への情報伝達

- ・規制範囲外への避難が必要となった場合、建物内にいる利用者や屋外にいる利用者、さらには施設周辺に、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令されたことにより、施設から規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。
- ・広報文案を以下に示す。

<p>《建物内への広報》</p> <p>ただいま、雲仙岳の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km 圏内に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。繰り返します・・・</p>
<p>《施設周辺への広報》</p> <p>ただいま、雲仙岳の噴火警戒レベルが○に上がりました。これにより、火口から○km 圏内に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに○○方面に避難してください。避難に際しては、雲仙市や気象庁等から出される情報に注意してください。繰り返します・・・</p>

○規制範囲外への避難の実施

- ・利用者等を規制範囲外に避難させるための避難経路を定めておき、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。ただし、雲仙市から指示があった場合は、この限りではない。
- ・避難誘導班は、利用者の人数や避難の状況などを把握・整理する。
- ・避難手段のない利用者がある場合、雲仙市との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。
- ・最後に、建物内に残留者がいないか確認する。
- ・避難経路は、図－９（P１０）を参照する。

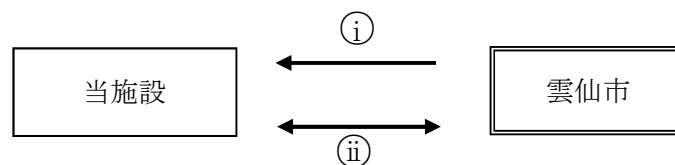
③噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、
又は臨時の解説情報等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

○情報収集・伝達で行うことは、以下のとおりである。

- (i) 雲仙岳の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が実施された、もしくは臨時の解説情報が発表されたことを、雲仙市からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
- (ii) その後、雲仙市と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。
- (iii) 施設内や屋外空間にいる利用者等に雲仙岳の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案を以下に示す。

《噴火警戒レベル引上げや規制が実施された場合》 ただいま、雲仙岳の噴火警戒レベルが〇に上がりました。これにより、火口から〇km 圏内に立入規制がかかります。登山道には入らないでください。 なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。 また、今後の火山活動や気象庁・雲仙市から出される情報にご注意ください。繰り返します……
《臨時の解説情報が発表された場合》 ただいま、気象庁から雲仙岳に関する臨時の解説情報がだされました。今後の火山活動や気象庁・雲仙市から出される情報にご注意ください。繰り返します……



図－1 1 緊急連絡の流れ

○表－4（P 4）と表－5（P 5）にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

6 資器材の配備等

○当施設の保有設備、資器材、備蓄物資の状況

- ・情報収集・伝達または避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、以下のとおりである。
- ・施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表-7 保有設備、資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	数量
情報収集・伝達	テレビ	1台
	電話（ファクシミリ付）	1台
避難誘導	携帯用拡声器	
	ヘルメット	

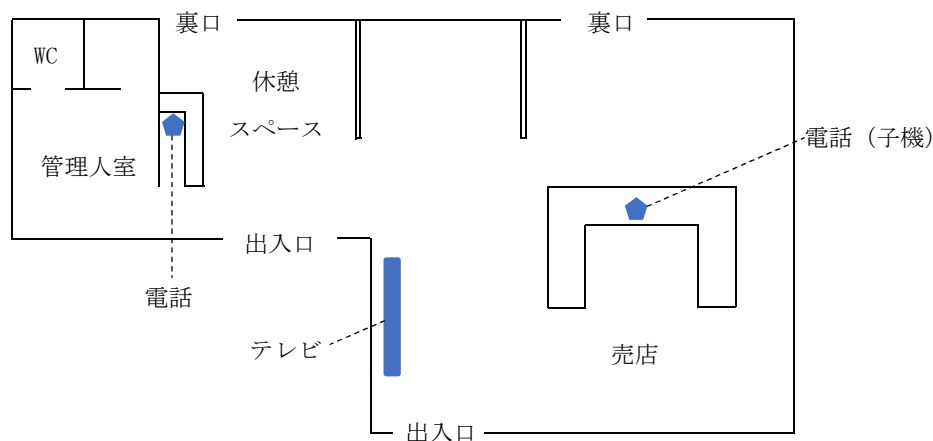


図-12 保有設備、資器材、備蓄物資等の配置図

○施設の強化

- ・今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

○研修・訓練の実施

- ・年に1回、従業員を対象に研修を実施する。
- ・年に1回、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。訓練の結果は、雲仙市に報告する。
- ・日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

○避難確保計画の見直し

- ・毎年実施される訓練を通じて、訓練の検証及び見直しを行う。
- ・施設の変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

○利用者への情報提供・啓発

- ・当施設における情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

表－８ 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
火山防災マップ	掲示と配布

○日頃からの火山活動の観察

- ・日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気付いた際にはその情報を長崎地方気象台に伝達する。
- ・連絡先は、次のとおりである。

長崎地方気象台 電話番号：095-811-4861

【仁田峠インフォメーションセンターの連絡先】

電話番号	0957-73-3734
FAX番号	0957-73-3734
メールアドレス	なし